

陸連 25 発第 4014 号

2025 年 9 月 3 日

加盟団体理事長・専務理事殿

協力団体理事長・専務理事殿

公益財団法人日本陸上競技連盟

競技運営委員長 鈴木一弘

TR17.3 の解釈・運用について

平素は日本陸上競技界の発展に際し、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて過日、第 109 回日本陸上競技選手権大会 男子 400m 決勝の競技結果の訂正についてプレス発表を行いました。その際、失格の判定において競技規則の解釈に誤りがあったことも報告いたしました。

本件は 2022 年度競技規則修改正について全国競技運営責任者会議においてご説明申し上げます。しかしながら誤解も起こりやすい所でもありますので、各加盟団体・協力団体におかれましてはトラック&フィールドの競技会シーズンの最中ではありますが今一度、競技規則の再確認、周知徹底をお願い申し上げます。

記

レーン侵害行為

17.3 全てのレースにおいて、競技者が TR17.2.3 または 17.2.4 に違反し、審判長が審判員か監察員の報告に同意した場合は、その競技者または当該レースのリレー・チームは失格となる。

但し、以下の場合は失格とはならない。

17.3.1 レース中に他の者や何らかの物によって押されたり、妨害されたりしたために、自分のレーン外、縁石やラインの上あるいは内側に足が入ったり走ったりした場合。

17.3.2 レーンで行うレースの直走路において自分のレーン外を、もしくは障害物競走の水濠に向かう迂回路の直線区間において走路外を踏んだり走ったりした場合。またはレーンで行うレースの曲走路において自分のレーンの外側のラインを踏んだり、外側のレーンを走ったりした場合。

17.3.3 レーンで行う(一部をレーンで行う場合も含む)全てのレース(TR17.2.4 参照)の曲走路で、レーンの左側の白線や走路の境界を示す内側の縁石または白線に 1 回(1 歩)だけ触れた場合。

17.3.4 レーンで行わない(一部をレーンで行わない場合も含む)全てのレース(TR17.2.4 参照)の曲走路で、走路の境界を示す縁石または白線を 1 回(1 歩)だけ踏んだり、完全に越えたり(内側に入った)した場合。

補足資料 1

TR17.3.3 曲走路の内側ラインを踏んだ際の扱い

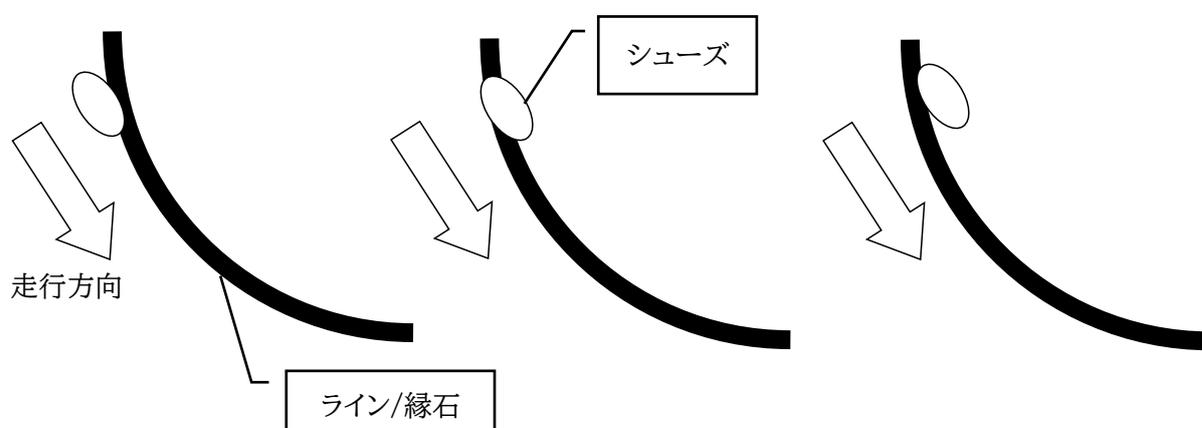
【線と踏んだ位置の関係<TR17.3.3>】

・1回目(1歩目)は失格としない

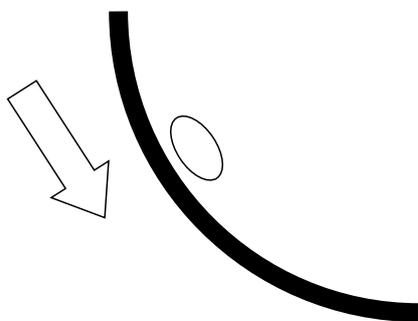
(同一種目の次のラウンドに繰越し→次ラウンドでの1回(1歩)は累計2回で失格)

※リザルトのリマーク(備考)に「L」と記載

WAの見解:接地から離地までの間に一瞬でもラインに触れていれば違反とはみなさない。



・1回目(1歩目)であっても失格



2022 年度競技運営責任者会議資料より改変

※TR17.3 は失格に該当する理由である。一方、TR17.3.1~17.3.4 は失格としない理由である。失格の理由としての扱い方に注意する必要がある。

補足資料 2

1. 一連の動作の中でラインに触れた。

例①: 接地した瞬間はラインに触れていたが、次の動作ではラインから離れた。



例②: 接地した瞬間はラインに触れていなかったが、次の動作ではラインに触れた。



2. 一連の動作の中でラインに触れていない。

上から見るとライン上に足があって触れているように見えるが、横から見るとかかとはラインに触れていない。

